

公 告

「オータムフェスタ2026」における臨時売店出店業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (3) 商業施設等で店舗を持ち、継続的かつ日常的に営業していること。

2 臨時店舗設置場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
海上自衛隊横須賀地方総監部地区岸壁付近

3 出店日

令和8年10月10日（土） 予備日：令和8年10月11日（日）

4 募集予定数

物販（飲食物を除く）6店舗、キッチンカー6店舗を標準として募集する。

5 出店販売品

物販(グッズ等) 又は飲食物（販売を認めない物は仕様書に記載）

6 その他

- (1) 出店日は、令和8年10月10日（土）予備日：令和8年10月11日（日）を予定しておりますが、変更となる可能性があります。
- (2) 災害発生時、著しい気象状況の悪化が予想される等により中止する場合があります。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）未保有で出店が決定した場合は、別途調整させていただきます。
- (4) 応募書類の提出については、募集要領をご確認ください。
- (5) 連絡先：海上自衛隊横須賀地方総監部厚生課

046-822-3500（代表）

募 集 要 領

1 概 要

「オータムフェスタ2026」における臨時売店出店業者の募集

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。（別途誓約書にて誓約）
- (3) 商業施設等で店舗を持ち、継続的かつ日常的に営業していること。

3 店舗設置場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
海上自衛隊横須賀地方総監部地区岸壁付近

4 出店条件

(1) 出店方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により出店する。

(2) 出店日予定日時

ア 出店日

令和8年10月10（土）または10月11日（日）のうち、いずれか1日
※10月10日（土）に災害等緊急な場合及び天候の急変等により、11日
に変更される場合がありますが、変更された場合も必ずご出店頂きます。

イ 営業時間等

準 備：午前7時00分～午前 9時00分

営 業：午前9時00分～午後 来場客退門完了まで

撤 収：来場客退門完了～午後18時00分（出店者退門完了）

（ただし、時間を変更する場合があります。）

(3) 出店予定数等

ア 店舗数

物販（飲食物を除く）6店舗、キッチンカー6店舗を標準とする。
（ただし、出店数を変更数場合があります。）

イ 1店舗あたりの使用面積基準

（ア）規格1（物販／飲食物を除く）

32.0㎡（横8.0m×縦4.0m）

(イ) 規格 2 (キッチンカー)

18.0m² (横 6.0m×縦 3.0m)

(4) 出店販売品

物販(グッズ等)又は飲食物 (販売を認めない物は仕様書に記載)

(5) その他

災害発生時、著しい気象状況の悪化等により中止する場合があるほか、別添仕様書のとおりです。

5 国有財産使用料

(1) 規格 1 (物販/飲食物を除く) (32m² (横 8.0m×縦 4.0m))

1日あたり、13,000円程度

(2) 規格 2 (キッチンカー) (18m² (横 6.0m×縦 3.0m))

1日あたり、7,400円程度

6 応募手続き

(1) 申請書等の提出

ア 下記の書類を海上自衛隊横須賀地方総監部公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

紙での配布はありません。

(ア) 申請書 1部 (別紙様式第1)

(イ) 会社概要 1部 (別紙様式第2)

(ウ) 業務確約書 (別紙様式第3)

(エ) 主な販売予定商品・販売価格表 1部 (別紙様式第4)

(オ) 誓約書 1部 (別紙様式第5)

(カ) 火気・電気の使用 1部 (別紙様式第6)

(キ) 従業員等一覧名簿 (別紙様式第7)

(ク) 企画提案書 (別紙様式第8)

(ケ) 国有財産使用申請書 1部 (別紙様式第9)

(コ) 誓約書 1部 (別紙様式第10)

(サ) 役員等名簿 1部 (別紙様式第11)

(シ) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格)

a 保有の場合

コピー 1部

b 未保有の場合

下記の3点の書類をすべてご提出ください。

・戸籍謄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)

- ・営業経歴書、決算報告書（直近のもの。）
 - ・法人税又は所得税に関する納税証明書（直近のもの。）
- ご用意できない場合はご連絡ください。

（ス）キッチンカーについては、営業許可証

イ 提出要領及び期限

郵送のみ

令和8年7月24日（水）当日消印有効

遅れる場合は、直接電話にてご連絡ください。

ウ 提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部管理部厚生課（厚生係長宛）

〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

電話046-822-3500（内線2267）

エ その他

設置を希望する者は、次の書類を期限までに提出してください。

なお、提出された書類は、返却いたしません。

横須賀地方総監部において適切に管理致します。

（2）応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

ア 期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

（3）その他

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止します。

また、日付は応募書類を記入した日を記載してください。

7 選考の方法

企画提案書（別紙様式第8）等に基づき、書類選考による総合的審査の上、出店業者を決定する。決定業者については、令和8年8月3日（月）以降、横須賀地方隊公式ホームページ上で発表する予定の他、出店決定業者についてのみ個別に通知します。

8 個人情報保護

提出された書類は、オータムフェスタ2026における出店店舗の選考にのみ使用し、それ以外には使用しません。

1 0 中止の場合のご案内

- (1) 令和8年10月10日（土）の実施の可否決定
前日の令和8年10月9日（金）午後3時までにご連絡いたします。
- (2) 令和8年10月12日（日）の実施の可否決定
前日の令和8年10月11日（土）午後3時までにご連絡いたします。
- (3) 災害等緊急な場合及び天候の急変等の場合は、当日の午前7時までにご連絡いたします。
なお、実施の場合はご連絡致しません。

1 1 火気を使用する店舗について

火気を使用する店舗については、当日、イベント開始前に消防署職員による検査があります。

検査時間等の細部については、別途ご連絡いたします。

1 2 物品の貸し出し

自衛隊からの物品の貸し出しはありません。

すべて自社でご用意ください。

1 3 販売商品の輸送及び保管について

自衛隊から輸送支援、保管場所の提供及び関連する支援はありません。

1 4 ゴミ処理

販売により生じた容器等のごみについては、店舗で回収して下さい。

1 5 車両乗り入れについて

- (1) 入 口
長浦門（京急 逸見駅側）
- (2) 入門可能時刻
午前7時00分
- (3) 店舗展開後の駐車場
別途、ご連絡いたします。
- (4) 乗り入れ証
当日お渡ししますので、ダッシュボードに掲示してください。

1 6 入門証について

首掛けの入門証を当日お渡しします。

既にお持ちの面会証、立入証及びOB証等での基地内の移動はご遠慮ください。

1 7 お問い合わせ先

海上自衛隊 横須賀地方総監部 厚生課

電 話：0 4 6 - 8 2 2 - 3 5 0 0（代表）

担当：厚生係長

仕 様 書

1 業務件名

「オータムフェスタ2026」における臨時売店の設置及び経営

2 業務内容

売店（軽食及びグッズ等の販売）の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊横須賀地方総監（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、南関東防衛局長が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。

5 出店業者の資格

出店業者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 募集要領に示した公示の趣旨を理解した上で、それに沿うように売店を設置し、営業できること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 乙は、南関東防衛局に売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 設置場所

売店の設置場所については、国有財産使用許可書において指定するものとする。

8 使用許可予定日時

- (1) 月 日
令和8年10月10（土）または10月11日（日）のうち、いずれか1日
- (2) 時 間
午前7時00分～午後18時00分

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難等及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

- (3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、許可なく基地内でスマートフォン及びカメラ等での撮影をしてはならない。
- (3) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

12 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

13 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容については、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、乙は、商品、容器、燃料等の高騰に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (5) 販売商品の選定に当たり、消費者の需要が高い商品の提供に努めるものとする。
- (6) 乙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (7) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。

- (8) 乙は、本業務に要する設置、撤去及び光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (9) 乙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 乙は、設置場所及び周辺で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めるとともに、廃棄分の搬入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (11) 乙は、売上金額を令和8年10月30日(金)までに、担当職員に書面で、適宜の様式、適宜の方法で通知すること。
- (12) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (13) 乙は、販売品目に重大なトラブル等が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (14) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合並びに発生する可能性があるとして甲が認めた場合、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。
- (17) 基地内は、すべて禁煙とする。
- (18) 店舗の外で看板、グッズ並びにその他商品等を手に保持しまたはそれに類する行為をもって客引き等を行うことを一切禁じる。発見した場合、甲は乙に直ちに中止を命じることができ、従わない場合は営業を中止させる。
- (19) 営業中において、店舗外に商品の購入目的等で客の列が形成された場合、その列の管制等について乙は甲の指示に従うものとする。
- (20) 営業中において、演説、ビラ配り及び署名活動等の政治的活動を一切禁止する。本行為を実施した場合または本行為に該当すると甲が判断した場合、甲は警告することなく直ちに営業を中止させ、店舗を撤収させる。
- (21) 車両を用いて物品等を搬入する予定のある業者は、甲等が指定した期限までに車種、色、ナンバー及び人員等を報告し、物品搬入当日は必ず報告した車両及び人員で来場するものとする。当日異なる車両または人員で来場した場合、いかなる理由があろうと車両及び人員の入場は許可しない。
- (22) 物品及び人員等を搬入または移送するため、基地内に駐車させることができる車両は、道路交通法で定める普通自動車以下の車両とし、また乗入許可台数は1業者につき3台までとする。
- (23) 当日の業務は、2名以上の人員で実施するものとする。

- (24) 甲の判断により、災害発生時、著しい気象状況の悪化が予想され、急遽中止する
場合があるが、その際に乙に生じた損害等については一切の責任を負わない。
- (25) 従業員等一覧名簿にない者については入門を認めない。
- (26) アルコール類、タバコ類、違法物品及び本イベントの趣旨に合わない商品等の販
売は許可しない。
- (27) 火気を使用する場合は、横須賀市火災予防条例に従うこと。
- (28) 飲食物の販売にあたっては、横須賀市食品衛生条例に従うこと。
- (29) 販売により生じた容器等のごみについては、店舗で回収すること。
- (30) 乗り入れ車両については、法的不備がないこと。

14 情報公開

本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、行政機関の保有する情
報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、同法第5条第2項に該
当する情報を除き開示するものとする。

15 個人情報保護

提出された書類は、オータムフェスタ2026における臨時売店の選考以外には使
用しない。

16 その他

- (1) テントについては原則乙側が準備し設営及び撤収行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙と
の間で協議する。
- (3) 家族保護のため、同行がやむを得ない場合は従業員名簿に記載するとともに、そ
の理由を付すものとする。
- (4) 臨時売店内での水分補給等については、健康管理上必要と認めるもののみとし、
食事については、一般来場者用の飲食可能エリアとする。
- (5) 基地内の移動については、甲の許可を得るほか、行先、目的及び所要時間を伝達す
るものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

本社（店）所在地：〒

商号又は名称：

代表者の氏名：

法人・個人の別： 法 人 ・ 個 人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地に所在する海上自衛隊横須賀地方総監部
において、オータムフェスタ 2026 臨時売店の経営を希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約
します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

会社概要

会社名			
所在地	〒		
代表取締役			
電話番号		F A X	
設 立		店 舗 数	店舗
資本金		営業年数	年
担当者		担当者電話番号	
防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)	有 ・ 無		
沿 革			
事業内容			
主な販売品目			
役員等	(役職・氏名を記入)		
社員数	名		
過去3年間の イベント実績			
その他			

令和 年 月 日

業 務 確 約 書

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

『「オータムフェスタ2026」における臨時売店』の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印または登録印を使用してください。

誓 約 書

私
当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用にあたっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確約するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 出店業者としての不適當な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律に規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標榜ゴロ（※1）、政治活動標榜ゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

法人（団体名）	
代表者氏名	

火気・電気の使用			
火気	使用する・使用しない	ポータブル電源	使用する・使用しない
	使用する場合 プロパンガス カセットコンロ	箇所 箇所	消火器の有効期限
店舗設置予定図			
<p>1 火気・電気を使用する場合、配置箇所を明記する。</p> <p>2 火気を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。</p> <p>3 消火器の位置については消防署の指導を受けて記載すること。</p> <p>4 机、販売商品位置、ごみ箱等を明記する。</p> <p>5 店舗、キッチンカーの周辺に設置する場合も設置場所を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">枠内に配置を記載 (店舗及びキッチンカーを上から見た平面)</p>			

企 画 提 案 書

商号又は名称 _____

業 種 _____

設置場所：横須賀地方総監部

1 主な販売予定商品・販売価格表 別紙第4のとおり。
2 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置 (1)身元管理(国籍等) (2)管理体制(健康管理を含む。) 担当者： 電話番号： 副担当者： 電話番号： (3)人員配置(当日の人員配置人数等) 当日の販売員人数 名（2名以上）
3 ゴミ・廃棄物の処分方法（自衛隊側で、店舗のごみ処理は実施しません。）
4 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが生じた場合の対処方法
5 その他（アピールポイント等） ※カタログを添付する場合はカタログ参照と記入

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
南関東防衛局長 殿
(海上自衛隊横須賀地方総監経由)

申請者

住 所
商号又は名称
氏 名

印

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用たく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
 - (1) 口座名 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎
 - (2) 所在地 神奈川県横須賀市西逸見町一丁目100番地7外
- 2 使用しようとする財産の区分、数量
 - (1) 部局名 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - (2) 区 分 土 地
 - (3) 数 量 18.0 m²
- 3 使用しようとする理由
施設公開に伴う臨時売店として当該財産を使用するため。
- 4 用途及び利用計画
臨時売店
- 5 使用しようとする日
令和8年10月10日(土)(予備日:令和8年10月11日(日))
- 6 その他参考となる事項
 - (1) 添付書類:臨時売店設置場所参考図(位置図)、求積図
 - (2) 納入告知の宛先:使用許可申請者と同じ。
 - (3) 担当者氏名及び連絡先
担当者氏名:
連 絡 先:

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
南関東防衛局長 殿
(海上自衛隊横須賀地方総監経由)

申請者

住 所
商号又は名称
氏 名

印

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
 - (1) 口座名 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎
 - (2) 所在地 神奈川県横須賀市西逸見町一丁目100番地7外
- 2 使用しようとする財産の区分、数量
 - (1) 部局名 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - (2) 区 分 土 地
 - (3) 数 量 32.0 m²
- 3 使用しようとする理由
施設公開に伴う臨時売店として当該財産を使用するため。
- 4 用途及び利用計画
臨時売店
- 5 使用しようとする日
令和8年10月10日(土)(予備日:令和8年10月11日(日))
- 6 その他参考となる事項
 - (1) 添付書類:臨時売店設置場所参考図(位置図)、求積図
 - (2) 納入告知の宛先:使用許可申請者と同じ。
 - (3) 担当者氏名及び連絡先
担当者氏名:
連 絡 先:

誓約書

私
当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用にあたっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確約するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 出店業者としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律に規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標榜ゴロ（※1）、政治活動標榜ゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

